

証券投資信託の信託終了のお知らせ

このたび弊社では、追加型証券投資信託「新光中国A株プラス」（以下「当ファンド」といいます。）につきまして、信託を終了（繰上償還）することについて、書面による決議（以下「書面決議」といいます。）を実施いたしますのでお知らせいたします。

1. 信託終了（繰上償還）の理由

当ファンドは平成24年7月17日に設定し、投資信託財産の中長期的な成長を目指して運用を行ってまいりました。しかしながら、平成30年2月末時点の受益権口数は約0.87億口となっており、信託約款に定める繰上償還の基準となる口数（30億口）を下回る状態が継続しております。弊社といたしましては、当ファンドの運用の基本方針に従った運用が困難な状況となっていることから、信託約款の規定に基づき信託を終了することが受益者の皆さまの利益に資するとの判断をいたしました。

2. 信託終了（繰上償還）までの日程について

- ・受益者および受益権口数の確定日 : 平成30年5月29日
- ・書面による議決権行使期限 : 平成30年6月15日
- ・書面決議の日 : 平成30年6月18日
- ・繰上償還日（予定） : 平成31年1月9日

3. 書面決議の手続きについて

当ファンドの信託終了に関する手続きは、平成30年5月29日現在の受益者に対して、書面決議にて賛否を問う方法により行います。

本決議は、当ファンドの議案に議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上の賛成をもって可決されます。その場合、投資信託契約の解約の届出を行い、平成31年1月9日に繰上償還いたします。

なお、当ファンドは、議決権の行使期間中および書面決議後も、通常どおり一部解約のお申し込みを受付けることにより公正な価格が一部解約金として受益者に支払われます。そのため、本議案に反対された受益者が、当ファンドの受託会社に対し、受益権の買取請求を行うことはできません。

以上

平成30年5月29日

東京都千代田区丸の内一丁目8番2号
アセットマネジメントOne株式会社